

# 日向市津波避難計画

平成26年7月

宮崎県日向市

## 目 次

はじめに	1
第1章 総則	
1. 目的	2
2. 計画の修正	2
3. 用語の意味	2
第2章 避難計画	
1. 避難対象地域	4
2. 津波浸水深及び津波到達時間	5
3. 避難経路等	6
4. 指定緊急避難場所	6
5. 津波避難ビル	7
6. 津波避難困難地域	9
7. 避難の方法	10
第3章 初動体制	
1. 職員の参集	11
2. 津波に関する情報の収集	12
3. 被害情報の収集	14
4. 津波に関する情報の伝達・周知	15
5. 津波予報等の周知	16
第4章 避難の指示等	
1. 発令基準	17
2. 避難の対象とする地域	17
3. 避難指示等の伝達	17
第5章 避難誘導等に従事する者の安全確保等	
1. 避難誘導等に従事する者の安全確保	18
2. 防潮水門等の閉鎖措置	18
第6章 地域津波避難計画の支援	18
第7章 災害時要援護者の避難支援	
1. 災害時要援護者の定義	19
2. 情報伝達	19
3. 避難時の支援（避難誘導及び安否確認）	19
第8章 沿岸住民、漁業者、港湾労働者等の避難対策	
1. 情報伝達	22
2. 津波注意看板・避難誘導標識等の設置	22
3. 釣り客等への啓発	22
第9章 津波防災対策の啓発・訓練	
1. 啓発	22
2. 訓練	22
資料1 災害報告取扱要領	23
別 図 津波浸水想定図（別図1～4）	巻末
別 図 浸水開始時間予測図（別図5～8）	巻末
別 図 避難困難区域図（別図9）	巻末

## はじめに

平成23年3月、東北地方太平洋沖地震が発生し、太平洋側の東北地方から関東地方にかけての広い範囲で甚大な被害が発生した。想定を超える津波が発生したことや液状化、原子力発電所の事故なども加えた複合災害となったことなどにより、未曾有の大災害となった。

一方で、日ごろからの津波に対する訓練を行い、大きな揺れが発生したら即座に避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われたことも明らかとなった。

このような中、国は平成24年3月、駿河湾から四国沖を通過して九州沖に達する南海トラフで発生する巨大地震による震度分布・津波高を公表した。その後、国による第2次報告としての被害想定、県による詳細な浸水想定や被害想定等が公表された。

これらによると、本市では震度7の激しい揺れと最大津波高15mの津波が最短17分で到達するとされた。また、冬の深夜という最悪のケースの場合、犠牲者は15,000人に上るとされた。

国では、東南海・南海地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための対策を進めていくため、平成14年に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海地震対策特別措置法」という。）」を制定し、防災対策を推進してきたが、南海トラフ地震への対策を講じるため、平成25年11月には東南海・南海地震対策特別措置法を改正し、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）」を制定した。

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「防災対策推進地域」及び「津波避難対策特別強化地域」の地域指定については、平成26年3月末に発表され、本市もそれぞれの地域指定を受けたところであり、今後、津波対策の強化をさらに図っていくこととしている。

特に、人的被害を防ぐためには、強い揺れや弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じた場合、「迅速に安全な高台へ避難する」という津波からの避難行動が極めて重要となる。

このためには、津波避難における本市の基本的な対応を明確にしておくほか、何よりも住民自身の津波からの避難に対する高い意識と行動が欠かせない。

本市では、津波対策のうち効果の高い「住民の避難行動」を推進するために、津波避難のための基本的な計画を作成した。

これにより、有事の際、市民の避難行動が迅速かつ適正に行われ、津波による人的被害が抑制されることを望む。

# 第1章 総則

## 1. 目的

この計画は、南海トラフ地震をはじめとする津波災害から住民の生命、身体の安全を確保することを目的に、迅速かつ適正な津波避難を行うための市の基本的な対応方法を定めるものとする。

## 2. 市の責務と市民の避難行動の原則

### (1) 市の責務

災害対策基本法において、市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有し、市長には、災害が発生する恐れがある場合等において、特に必要があると認める地域の居住者に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等を発令したとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であることなどの理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。

したがって、市民の生命、身体を保護するために行うべき市の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、そのためにも日ごろから一人ひとりの居住地等についてどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような行動をとるべきかについて周知徹底を図ることである。

### (2) 市民の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は、災害種別ごとに自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、あるいは上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

特に、津波に対しては、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各人が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

## 3. 計画の修正

この計画は、国や県から新たな想定や指針が発出された場合、または、自主防災会等により地域津波避難計画が作成され、整合性を図らなければならなくなった場合、必要に応じて適宜修正する。

## 4. 用語の意味

No.	用語	意味
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が、悪条件下を前提に発生した場合の浸水の区域及び水深をいう。
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考

		慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
3	避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
4	避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。
5	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災会、住民等が設定する。
6	緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なり、それらが整備されていないこともあり得る。
7	避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
8	津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
9	避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布など避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

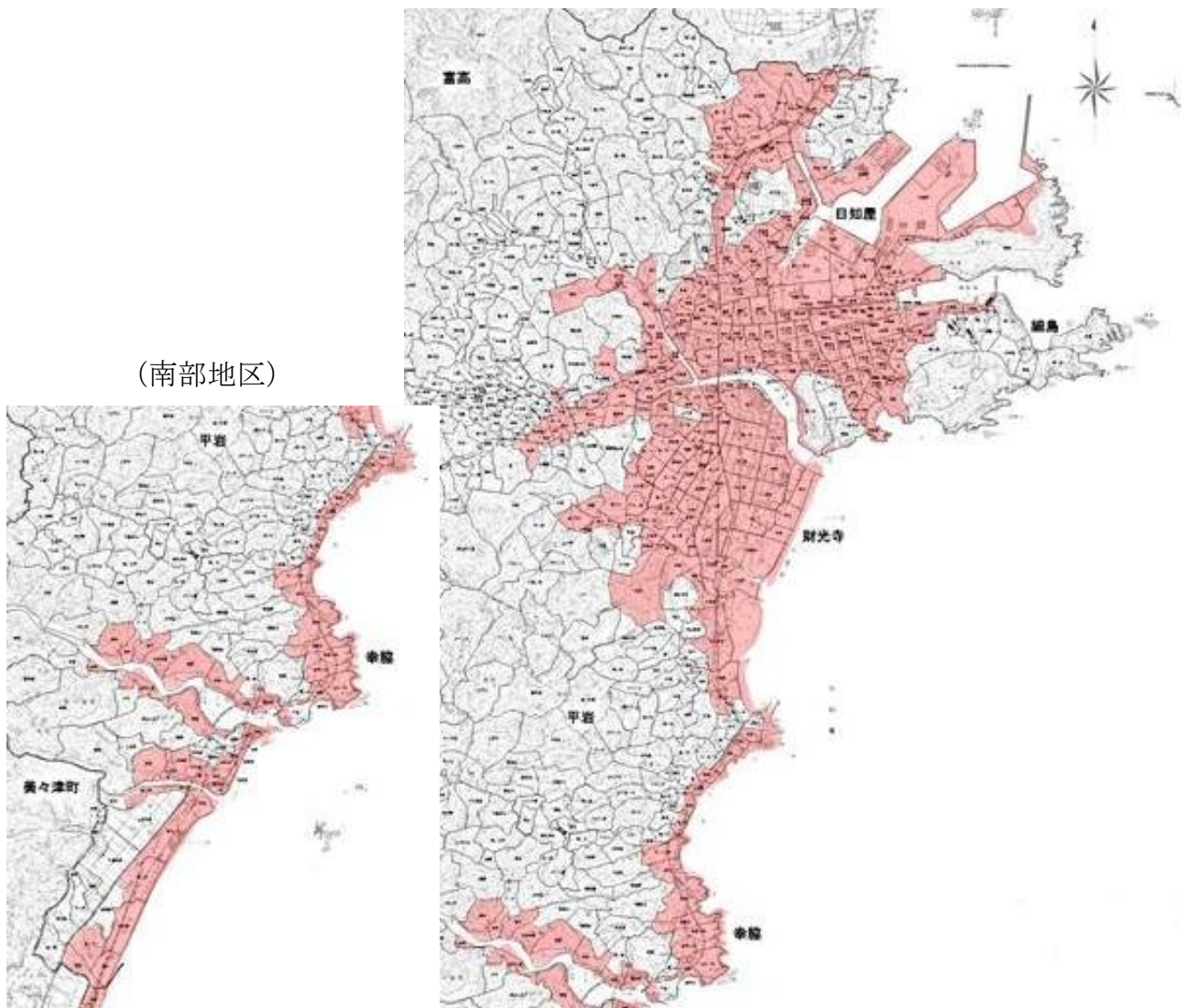
## 第2章 避難計画

### 1. 避難対象地域

避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

- (1) 宮崎県津波浸水想定（平成25年2月18日）における津波浸水想定図（以下「津波浸水想定図」という。）を基に、津波浸水想定図の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて指定する。
- (2) 原則として、小字単位により指定することとし、周知に当たっては避難対象地域図（図1）による。
- (3) 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、整合性を図る必要があることから適宜修正する。
- (4) 遠地津波発生時は、気象庁が想定する津波の高さ、沿岸地域の地盤高等を参考に、市災害対策本部において避難対象地域を設定する。

※避難対象地域図（図1）



## ■津波避難対象地区

区 域	世帯数	人工	町名・地区名（全部または一部）
新町地区	733	1,430	北町、都町、上町、本町、中町、南町
富高地区	1,797	3,934	中原、高見橋通り、広見、本谷、東草場、西草場、春原、春原町1丁目・2丁目
塩見地区	918	1,926	中村、新財市、永田、権現原
財光寺地区	6,593	14,698	山下、長江団地、往還、切島山2区・1区、松原、比良、川路団地、山下町1丁目、往還町、沖町、比良町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
日知屋枝郷地区	3,613	8,228	鶴町1丁目・2丁目・3丁目、亀崎東、亀崎南、向江町1丁目・2丁目、庄手、梶木、大王町1丁目・2丁目、梶木町1丁目・2丁目、北町1丁目・2丁目・3丁目、亀崎1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、亀崎東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
日知屋本郷地区	6,522	14,628	高砂町、原町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、永江町1丁目・2丁目・3丁目、公園通り、櫛の山団地、永江、江良町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、新生町1丁目・2丁目、浜町1丁目・2丁目・3丁目、伊勢ヶ浜、中堀町1丁目・2丁目・3丁目、平野町1丁目・2丁目、山手町、堀一方、平野、深溝、曾根町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、塩田、塩田団地、古田、幡浦
細島地区	833	1,710	八幡、庄手向、地藏、吉野川、清正、八坂、伊勢
平岩地区	1,145	2,637	笹野東、笹野西、金ヶ浜、曙、秋留、美砂
幸脇地区	198	403	幸脇、飯谷
美々津地区	664	1,456	宮の下、高松、駅通り、石並、新町、立縫、余瀬

※世帯数及び人口は、平成26年7月1日現在の住民基本台帳による。

## 2. 津波浸水深及び津波到達時間

本市における津波浸水深及び津波到達時間は、宮崎県が発表した津波浸水想定図及び浸水開始予測図（平成26年1月30日）によるものとする。

(1) 津波浸水想定図 別図1～4

(2) 浸水開始予測図（津波発生後、その地点の水深が1cmになるまでの時間）  
別図5～8

※津波到達時間は、地震の発生場所、規模等により予測時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては到達予測時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

(3) 津波到達予想時間 17分

### 3. 避難経路等

避難経路は、次の点に留意し指定・設定する。

- (1) がけ崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分であること。
- (2) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (3) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。

### 4. 指定緊急避難場所

本市においては、想定津波（想定される最大クラスの津波）の場合、平野部の市街地全域が浸水することが予測される。このため、多数の住民が津波到達予想時間までに避難対象地域の外に避難することが難しい状況になることを受け、避難対象地域内に津波緊急避難施設（津波避難タワーなど）を配置することとし、その施設の地震津波に対する安全性を確認する。

また、原則として、避難対象地域のどこからでも700m以内に緊急避難場所または緊急避難施設が存在するように配置する。

なお、指定緊急避難場所は、次の点に留意し指定・設定する。

- (1) 原則として避難対象地域から外れていること。
- (2) 原則としてオープンスペースとするが、建物を指定・設定する場合は、耐震性が確保されていること。
- (3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- (4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましいこと。
- (5) 避難者一人当たり十分なスペースが確保されていること（1人当たり1㎡以上を確保すること）。

#### ※指定緊急避難場所一覧

No.	地区名	指定緊急避難場所名	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
1	富 高	富高小学校グラウンド	大字富高 6520	11,877	15.7
2		古城ヶ丘慰霊塔広場	大字富高 6733-1	1,870	39.8
3		若宮近隣公園	大字富高 6982	12,000	29.5
4		日向市役所	本町 10-5	300	5.0
5		富高幼稚園（2階建て園舎）	本町 12-10	200	5.0
6		日向中学校グラウンド	大字富高 733	14,928	8.0
7		富高学園グリーンスクール	大字富高 751-1	2,510	30.8
8		富高保育園グラウンド	大字富高 3534	3,090	8.3
9	塩 見	塩見小学校グラウンド	大字塩見 2678	9,563	11.0
10		塩見農村公園	大字塩見 4605	6,900	5.6
11		石櫃山	大字塩見 987-6	500	66.0
12	日知屋	櫛の山公園	大字日知屋 1400-78	20,617	93.2
13	日知屋	日知屋公民館前	大字日知屋 1410-1	3,049	22.8
14		本善寺	大字日知屋 1379-1	1,940	16.0
15		旧第一糖業社宅前広場	大字日知屋 2251-2	8,360	23.9
16		大御神社 上	大字日知屋 53	2,000	28.2
17		陽向台空地	大字日知屋 630-1	784	21.6
18		櫛の山東	大字日知屋 1160-2	158	14.3



19		大王谷運動公園陸上競技場	大字日知屋 12106	19,000	32.6
20		大王谷運動公園野球場	大字日知屋 12106	17,000	40.5
21		大王谷学園初等部グラウンド	大字日知屋 12105-1	11,282	24.2
22		富島高等学校(3階建て校舎)	鶴町 3-1-43	1,000	4.3
23		亀崎近隣公園	亀崎 3-16	12,231	15.0
24		幡浦公園	大字日知屋 5770-1	5,256	16.3
25		幡浦・愛宕神社	大字日知屋 5484	694	16.2
26		旭化成社有地	大字日知屋 5555-3	3,000	12.1
27	細 島	御鉾ヶ浦公園	大字細島 93-1	30,750	20.1
28		朝日公園	大字細島 123-1	5,290	10.5
29		観音寺	大字細島 354	1,872	14.8
30		八坂神社	大字細島 424	303	24.9
31		官軍墓地駐車場	大字細島 515	764	25.5
32		細島小学校上車回転場	大字細島 2437	101	15.3
33		お大師さん上	大字日知屋 2366	200	17.8
34		鉾島神社	大字細島 330	480	20.1
35		常夜灯	大字細島 325-3	650	52.0
36		妙国寺	大字細島 373	750	20.0
37		桜ヶ丘	大字細島 452	4,700	66.1
38	財光寺	日向高等学校グラウンド	大字財光寺 6265	43,906	19.0
39		財光寺中学校(校舎)	大字財光寺 4863-34	7,000	6.8
40		定善寺	大字財光寺 7295	792	24.3
41	平 岩	平岩小中学校グラウンド (旧小学校)	大字平岩 33-3	11,222	20.3
42		旧岩脇中学校グラウンド	大字平岩 200	7,686	16.0
43		平岩児童遊園	大字平岩 380-3	1,037	21.5
44		平岩農村公園	大字平岩 360-3	7,900	80.0
45	幸 脇	幸脇小学校グラウンド	大字幸脇 1337	6,420	32.3
46		権現崎公園	大字幸脇 17-5	1,522	43.1
47		飯谷農村公園	大字幸脇 1724-乙	1,564	12.6
48	美々津	美々津小学校グラウンド	美々津町 3506	6,214	32.8
49		美々津児童遊園	美々津町 3432-1	1,318	19.0
50		高松児童遊園	美々津町 590	3,360	39.0
51		J A日向美々津支店広場	美々津町 2391	170	37.2
52		美々津・愛宕神社	美々津町 3849	400	16.0
53		美々津・忠魂碑	美々津町 3823-1	340	11.2
54	寺 迫	寺迫小学校グラウンド	東郷町山陰甲 347	10,739	43.0

## 5. 津波避難ビル

津波避難ビルは、大津波発表時、緊急避難場所及び津波緊急避難施設にたどり着けない避難者のために、避難対象地域内に配置する。

具体的には、次の点に留意し指定・設定する。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（昭和56年施行）に適合している建築物を基本とすること。
- (2) 原則としてRC（鉄筋コンクリート）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造とし、想定浸水深に応じて階数や津波の進行方向の奥行きを考慮すること。
- (3) 直接海に面していないこと。

- (4) 避難路等に面していることが望ましい。  
(5) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

※津波避難ビル一覧

No.	地区名	津波避難ビル名	所在地	収容可能人数
1	富 高	JACK-POT大番駐車場	都町 115	5,600 人
2		アラータビル	上町 170-2	135 人
3		本町ビル	本町 11-6	20 人
4		日向第一ホテル	本町 11-5	600 人
5		トライアル日向店	都町 10754-11	12,774 人
6		ホテルメリッサ日向	上町 17-7	195 人
7		市営小松崎住宅 1 号館	大字富高 276-1	35 人
8		SunLife大坪 1・2	大字富高 275-6	21 人
9		ホテルルミエール日向	本町 11-1	442 人
10		日向警察署春原職員宿舎	春原町 2-13-2	6 人
11		ホテルペルフォート日向	原町 1-33	720 人
12	財光寺	市立財光寺南小学校	大字財光寺 2867	2,475 人
13		市立財光寺小学校	比良町 3-22	2,384 人
14		市営大原住宅 (5 号棟)	大字財光寺 2937-1	35 人
15		市営財光寺北住宅	大字財光寺 124-1	122 人
16		サンフラワーコーポ 7 3	大字財光寺 2901	38 人
17		マリベール日向	大字財光寺 475-1	23 人
18		クリエイティブーンズ	大字財光寺 1064-2	36 人
19		ユーマーパプロ	大字財光寺 897-4	29 人
20		ハッピーヒルズ I・II	大字財光寺 4245-2	52 人
21		メゾン・リヴィエラ	比良町 1-22	19 人
22		ディアコート大原	大字財光寺 3429-2	37 人
23		マリベールHIRA	比良町 4-105-4	17 人
24		ヴェルドミール比良	比良町 3-35	6 人
25		フルールY&A	大字財光寺 2891-二	29 人
26		イムタマンション	比良町 4-42	38 人
27		日向警察署中の丸職員宿舎	大字財光寺 4496-1	40 人
28		県営三ツ枝B団地 8 棟	大字財光寺 3612-4	460 人
29		日知屋	千代田病院	大字日知屋古田町 88
30	濱崎ビル		原町 1-7-1	390 人
31	市立日知屋東小学校		大字日知屋 16196-2	1,500 人
32	市立日知屋小学校		大字日知屋 8097-2	1,374 人
33	コーポ・フェニックス		江良町 4-41	40 人
34	石丸会館		永江町 3-62	500 人
35	MII マンション		新生町 1-119	18 人
36	グランデ エスタジオ		原町 2-73	17 人
37	NTT日向ビル別館		新生町 1-15	144 人
38	エクセレント日向		曾根町 1-144	53 人
39	デリカトゥーラハイツ		曾根町 2-13	25 人
40	安之前ハイツ I		曾根町 2-10	44 人
41	松岡内科医院		原町 1-2-2	156 人
42	日知屋	浦上医院	曾根町 1-155	535 人
43		日向法務総合庁舎	鶴町 2-65	1,297 人
44		和田病院	向江町 1-196-1	260 人
45		メディケア盛年館	向江町 1-196-2	210 人

46		旭ビル	向江町 1-200	420 人
47		ファッションセンター しまむら・AVAIL	向江町 1-199-1	2,200 人
48		エル・グラン向江A・B	向江町 1-97-1、2	20 人
49		コーポ・サンライズ	亀崎東 1-47	40 人
50		中村マンション (セントラルビレッジ)	大王町 1-45	15 人
51		セルリアンビル	鶴町 1-36	27 人
52		市営上納内住宅 1 号棟	亀崎東 2-14	160 人
53		メディキットレジデンス	梶木町 2-155	104 人
54		コーポM e r a	鶴町 3-7-15	48 人
55		シエースタひなた I II	向江町 1-36	99 人
56		グリーンハウス つるまち	鶴町 1-26	425 人
57		旧千代田病院北側別館	鶴町 2-9-20	309 人
58		CORE 2 1 日向店	原町 1-33	10,516 人
59		富島高等学校	鶴町 3-1-43	2,300 人
60	細島	アクティブライフ かわせみ	大字日知屋古田町 41	365 人
61	平岩	市営美砂住宅 2・3・6 号棟	大字平岩 10790-1	12 人

※収容可能人数は、1 人当たり 1 m<sup>2</sup>として算定する。

## 6. 津波避難困難地域

本市の津波避難困難地域は、平成 25 年度に実施した「日向市防災概況分析業務」の中で、国の「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（平成 25 年 6 月：国土交通省）」に基づき設定したところである。

設定条件については、次のとおりであるが、設定された地域に対しては、今後、津波避難ビルの指定や新たな避難路、避難タワー等の整備について検討する。

### (1) 浸水開始予測時間

平成 26 年 1 月 30 日に宮崎県が公表した「浸水開始予測図（別図 5～8）」によるものとする。

### (2) 避難（歩行）速度

津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁）から平均時速 3.6 km とした。

### (3) 避難開始時間

実際に避難する場合、地震発生直後は揺れによる混乱や要援護者等への配慮、携行品の確認などにより、避難開始までに若干の時間を要することが考えられる。

今回の設定に当たっては、地震発生後、5 分後に避難を開始するものとした。

### (4) 垂直移動時間

津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）から階段・上り坂昇降速度を 0.21 m/s として、垂直移動時間を 1 分とした。

### (5) 津波避難困難地域

日向市防災概況分析業務により抽出された日向市避難困難区域図（別図 9）によるものとする。

## 7. 避難の方法

### (1) 徒歩避難の原則

津波避難は、時間と余力がある限り、より安全で高いところにある避難先を目指すこととする。避難に際し、多くの避難者が車両を利用すると、渋滞や交通事故の恐れが高いことから、避難は原則「徒歩」によるものとする。

### (2) 避難行動要支援者の避難・避難困難地域からの避難

避難場所及び避難目標地点までの距離が相当ある場合や避難行動要支援者の円滑な避難が非常に困難な場合であって、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故の恐れ、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れが低い地域では、自主防災組織等は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

### (3) 避難先の優先順位

#### 第1順位 緊急避難場所

浸水想定区域外または津波の到達する恐れのない場所。

#### 第2順位 津波緊急避難施設

浸水想定区域内に整備した津波避難を目的とする工作物で、津波避難タワーなどが該当する。

#### 第3順位 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するための施設。

# 避難所



### 第3章 初動体制

#### 1. 職員の参集

職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は速やかに下記の配備基準により参集するものとする。

##### (1) 配備基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。

配備体制（本部）	配備基準	動員体制（本部構成）
予備配備 (情報連絡本部)	①市内で震度4以上の地震が発生したとき。 ②近隣市町村で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ③宮崎県沿岸部に津波注意報が発表されたとき。 ④本部長（防災推進課長）が必要と認めたとき。	本部長 防災推進課長 副本部長 建設課長 本部員 都市計画課長、下水道課長、水道課長、福祉課長、東郷町地域振興課長、その他本部長が必要と認める課長
警戒配備 (災害警戒本部)	①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ②宮崎県沿岸部に津波警報が発表されたとき。 ③本部長（総務部長）が必要と認めたとき。	本部長 総務部長 副本部長 建設部長 本部員 防災推進課長、消防長、総務課長、福祉課長、都市計画課長、建設課長、東郷地域振興課長、その他本部長が必要と認める部課長
非常配備 (災害対策本部)	①市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 ②宮崎県沿岸部に大津波警報が発表されたとき。 ③本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長 市長 副本部長 副市長、教育長  その他の組織については、「日向市災害対策本部組織編成図」による。
特別非常配備 (災害対策本部)	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②地震または津波によって甚大な被害が発生したとき。 ③本部長（市長）が必要と認めたとき。	

##### (2) 職員の参集

###### ア. 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報等が発表された場合又は震度4以上の地震が観

測された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。

#### イ. 勤務時間外における参集

参集に当たっての行動指針は、次のとおりとする。

##### ①安全の確保を第一に考える。

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を最優先に行動する。

##### ②初期消火、人命救助に努める。

自分の周囲の安全確保を行ったうえ、初期消火・出火防止に努めるとともに、倒壊家屋からの人命救助活動等を行う。

##### ③震度6弱以上の地震や災害対策本部が設置された場合は、全員登庁する。

地震等が発生した場合には、テレビやラジオの情報等に注意し、状況を確認する。災害が発生し、又は発生すると予想される場合には、「組織体制の種別及び配置基準」に基づいて速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事する。

##### ④登庁には細心の注意を払う。

建物の崩壊、道路の陥没、崖崩れ、橋梁の落下等に細心の注意を払いながら、登庁経路での被害状況を記録し速やかに登庁する。登庁時は、状況に応じた手段で登庁し、複数の登庁ルートを決めておく。登庁の途中で人命救助活動が必要な場合は、優先的に救助活動を実施する。

##### ⑤勤務場所に登庁できない場合の措置

自分の所属に参集することが原則であるが、道路崩壊や橋梁の落下等で登庁できない場合は、あらかじめ決めておいた参集可能な機関(各地区の公立公民館等)に行き、そこから所属長に参集場所、時間、その地域の被災状況等を連絡する。

##### ⑥登庁時の携行品

庁舎に泊まり込む場合を想定し、登庁の際は必要な物品を準備して携行する。

持参品は、防災ハンドブック、職員証、食料、飲料水、カメラ、筆記用具、応急医薬品など

##### ⑦体制確立時の報告

所属長は、災害応急対策の執務体制が確立されたら、速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

#### (3) 広域災害に対する消防署員の対応等

大規模災害時、消防機関は、救助、救護及び消火活動等について、それぞれの実施計画に基づき対応するものとするが、被害が大きくなればなるほど市の機関のみでの対応には限界があり、他の消防本部への応援要請を行うこととなる。

特に、津波被害の場合は、署員の安全確保のため、津波警報等の解除までは浸水区域内での活動は困難である。

## 2. 津波に関する情報の収集

### (1) 気象庁等から収集する津波予報・津波情報は次のとおりとする。

種 類	内 容
津波警報・津波注意報	津波の発生がある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報(大津波、津波)又は津波注意報が

	発表される。
津波予報	津波警報、津波注意報の基準に満たない津波の予報が発表される。具体的には、0.2m未満の海面変動の予想や海面変動の継続について発表される。
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や津波の高さが発表される。

※ 気象庁等から発表される津波警報・注意報の種類及び解説は次のとおりである。

種 類	予想される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表	巨大地震時の発表	
大津波警報	10m超	巨大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。</li> <li>・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</li> </ul>
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。</li> <li>・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</li> </ul>
津波注意報	1m	(標記しない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆します。</li> <li>・海の中にいる人は、ただちに海から上がり、海岸から離れて高い場所に避難してください。</li> </ul>

- (注) 1 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨の津波予報が地震情報に含めて発表される。
- 2 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合は、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知される。
- 3 宮崎県沿岸は、全域が1つの予報区とされており、予報区名は「宮崎県」として発表される。

## (2) 海面監視による情報収集

津波発生の危険性がある場合は、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波監視を行う。海面監視は、安全な高台等から目視により行うものとする。

## 3. 被害情報の収集

参集と同時に、必要に応じて災害対策本部体制を整え、被害情報の収集を開始する。調査項目は、日向市地域防災計画に示されている様式（別添資料1）に従うものとする。

### ①人、住家の被害状況

情報班、税務班、地域振興班が担当し、人的な被害は警察の立ち合いで実施する。

### ②農林水産被害調査

農業畜産班、林業水産班が担当し、農協、漁協、森林組合などの協力を得て実施する。

### ③商工業被害調査

商工観光班が担当し、商工会議所、商工会などの協力を得て実施する。

### ④土木被害調査

水道班、下水道班、土木班1、土木班2、建築班が担当し、実施する。

### ⑤教育被害調査

学校教育班、生涯学習班が担当し、学校長などの協力を得て実施する。

### ⑥保育施設被害調査

こども対策班が担当し、園長などの協力を得て実施する。

### ⑦医療施設被害調査

医療防疫班が担当し、災害拠点病院（千代田病院、和田病院、日向病院）を中心に、市内の医療機関について実施する。

### ⑧社会福祉施設被害調査

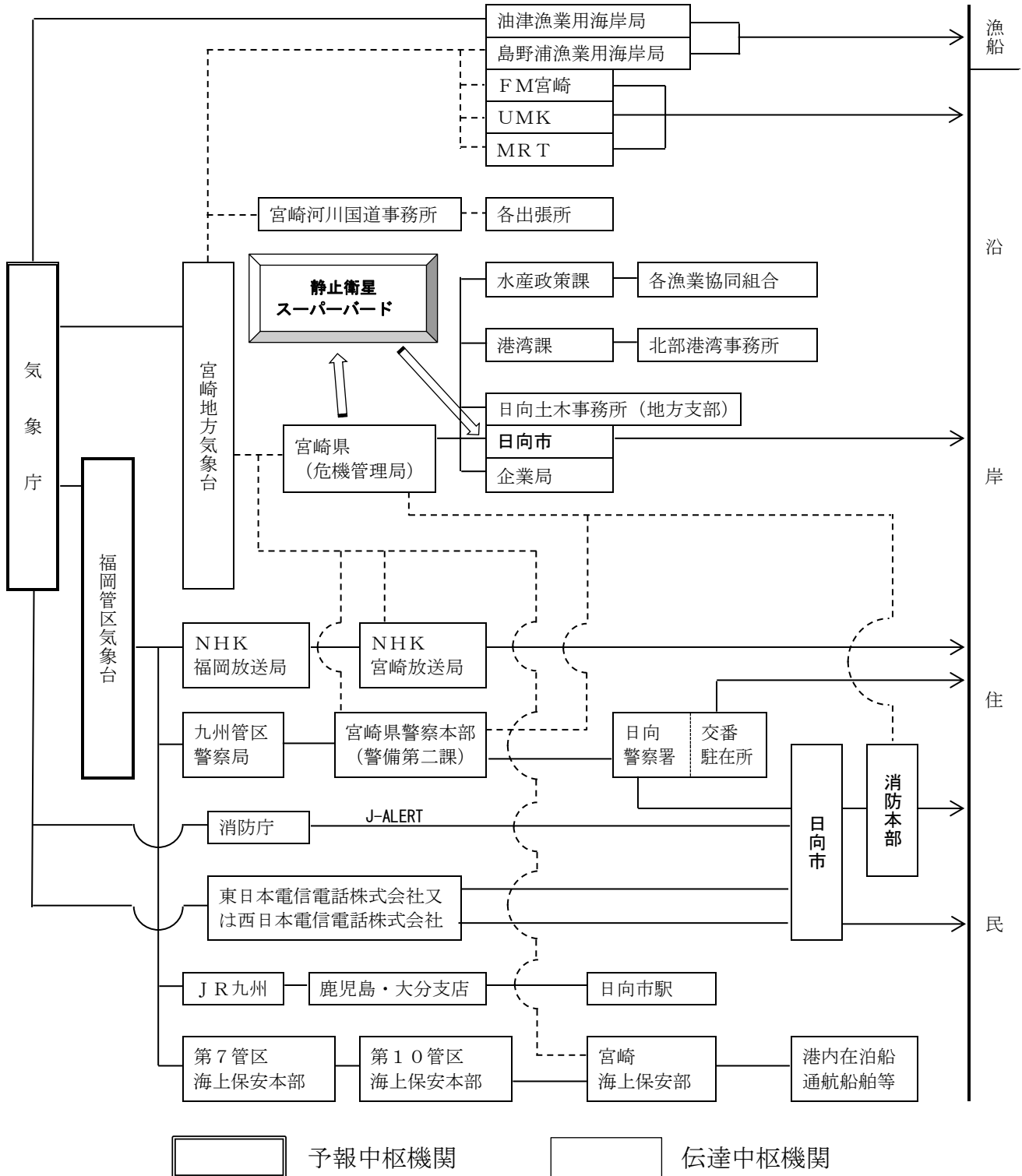
福祉救護班が担当し、日向市社会福祉協議会などの協力を得て実施する。





#### 4. 津波に関する情報の伝達・周知

気象庁等から発表される近地地震による津波情報の伝達系統は、下図のとおりである。遠地地震による津波情報の場合、気象庁から福岡管区气象台及び宮崎地方气象台に通報され、その後は同様のルートで伝達される。



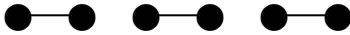

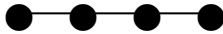





- (注) 1 災害時及び通信障害時においては、県においても气象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。  
 2 情報には、地震情報と津波情報がある。

## 5. 津波予報等の周知

(1) 津波予報や津波情報を受けたとき又は市長が津波の恐れがあると認めたときは、津波予報等の情報を半鐘、サイレンや広報車、同報系防災行政無線により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客に対し、迅速に周知し、必要に応じ避難指示を行うものとする。

### ①津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	半 鐘	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

### ②同報系防災行政無線で放送する際の内容は、次のとおりとする。

種 類	放送内容(例文)
津波注意報が発表された場合	宮崎県沿岸部に津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	強い揺れの地震がありました。 津波が予想されるため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
大津波警報、津波警報が発表された場合	大津波警報(または津波警報)が発表されたため、○時○分に○○地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※電文の頭には、「緊急放送、緊急放送、避難指示発令」などの文言をつける予定である。

## 第4章 避難の指示等

津波が発生し、又は発生する恐れがあり、避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

### 1. 発令基準

種 別	基 準
避難指示	1 震度4程度以上の強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間（1分程度以上）ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断したとき。 2 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 （ただし、避難の対象とする地域が異なる。） 3 異常な水象を知ったとき。 4 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。

※ 津波に対する避難情報は、津波の大小にかかわらず原則として「避難指示」を発令する。

※ ただし、わが国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁の「遠地地震に関する情報」に留意しながら、避難準備情報、避難勧告等の発令を検討することとする。

### 2. 避難の対象とする地域

#### (1) 大津波警報

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

#### (2) 津波警報

海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

#### (3) 津波注意報

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

### 3. 避難指示等の伝達

避難指示等は、同報系防災行政無線、消防車両等あらゆる手段により周知、徹底を図るものとする。

避難指示等の発令時には、直ちに避難対象地域外または高台等、安全な場所に避難するよう住民に伝達を行うものとする。

## 第5章 避難誘導等に従事する者の安全確保等

### 1. 避難誘導等に従事する者の安全確保

自主防災会をはじめ、消防団員や消防署員、警察官、民生委員など、避難誘導や防災対応に当たる者にとっては、その身の安全が確保されることを前提として、予想される津波到達時間を考慮しつつ、水門や陸こう等の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。

### 2. 水門等の閉鎖措置

津波を理由とする避難勧告・指示が発表された場合、水門や陸こう等は、閉鎖することを原則とする。

ただし、人力により閉鎖する必要がある水門や陸こう等の閉鎖に当たっては、操作者の安全確保を最優先とし、操作後の避難が困難な場合は、無理な閉鎖は行わないこととする。

## 第6章 地域津波避難計画策定の支援

地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、浸水想定区域を抱えるすべての自主防災組織等が、下記の内容等が記載された地域津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、ワークショップの開催や情報提供など必要な支援を行う。

- ・避難対象地域（防災マップに記載）
- ・津波到達予想時間
- ・避難目標地点
- ・避難経路（防災マップに記載）
- ・指定避難所（防災マップに記載）
- ・避難の方法
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・避難訓練
- ・地震、津波避難の心得と備え



## 第7章 災害時要援護者の避難支援

### 1. 災害時要援護者の定義

対象となる災害時要援護者は、以下のとおりとする。

- ①乳幼児、妊婦で日常的に援護が必要な方
  - ・乳幼児（就学前）
  - ・母子手帳の交付を受けている妊婦の方
- ②高齢者等で日常的に援護が必要な方
  - ・満65歳以上の高齢者一人でお住まいの方
  - ・満65歳以上の高齢者だけでお住まいの方
  - ・介護保険における要介護度1以上の認定者で、在宅で生活されている方
- ③身体障がい者（視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障がい等）で、日常的に援護が必要な方
  - ・身体障がい者手帳の1～2級をお持ちで、在宅で生活されている方
- ④知的障がい者（児）で日常的に援護が必要な方
  - ・療育手帳のAをお持ちで、在宅で生活されている方
- ⑤在宅の精神障がい者
  - ・精神保健福祉手帳の1～2級をお持ちで、在宅で生活されている方
- ⑥難病・疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な方
- ⑦日本語に不慣れな在住外国人
- ⑧その他、援護が必要と認められた方

### 2. 情報伝達

- (1) 津波注意報・警報や避難勧告・指示などの伝達手段やその内容について事前に災害時要援護者の理解を深めるよう努める。
- (2) 日ごろから支援者等を通じて防災情報を伝達する手段等の確立に努める。

### 3. 避難時の支援（避難誘導及び安否確認）

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ個別に避難支援計画を定め、地域の住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない災害時要援護者の避難誘導を行う。

災害時要援護者の安否確認は、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、確認を行うことが望ましい。安否が確認できない災害時要援護者については、消防や警察に救助や確認を依頼することとなる。また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要援護者についても、避難行動要支援者名簿等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施する。

自主防災組織や消防団、民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図り、災害時要援護者が円滑に避難できるよう、日ごろから地域で支えあうため

の仕組みづくりを進める。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、以下のとおりである。

区分	配慮を要する事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布でくるむなど頭を覆う等の安全確保を図り、おんぶひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使うなど個人の状態に応じた方法をとります。</li> <li>・日ごろから服用している薬を携帯します。</li> </ul>
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守ったりするように支援します。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、落ち着かせるようにします。</li> <li>・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。不安から大声を出したり、異常な行動をしたりしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには、家族等が付き添い、ほかの人から離れたところで様子を見るようにします。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座布団等で頭を守るように指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。</li> <li>・支援者の肘の上を視覚障がい者に掴んでもらい、歩行速度に気を付けて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。</li> <li>・避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを音声で伝えます（聴覚障がいもある場合、手のひらに字を書くなどの手段により伝えます）。</li> <li>・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に音声で伝えます。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振りなどで状況を知らせ、聴覚障がい者から依頼があればメモ等で情報提供します。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させます。</li> <li>・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。</li> </ul>
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送します。</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード、障がい者手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。</li> <li>・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引きなどして移動します。</li> <li>・不安から大声を出したり、異常な行動をしたりしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。発作がある場合は、速やかにかかりつけ</li> </ul>

	<p>の医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</p>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード、障がい者手帳、普段から服用している薬等を携帯するように指示します。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つように声をかけます。</li> <li>・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。</li> <li>・不安から大声を出したり、異常な行動をしたりしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定せずに相づちを打つ程度にします。</li> <li>・強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</li> </ul>
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード、障がい者手帳、普段から服用している薬等を携帯するように指示します。</li> <li>・普段と違うこと、先の見通しが立たないことにストレスを感じるので、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。誘導に当たっては、地図などを使って具体的な指示をします。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者とともに避難します。保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求めます。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時の転倒等による流産の恐れがある場合には、家族等が付き添う必要があります。</li> <li>・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求めます。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。</li> <li>・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。</li> </ul>

## 第8章 沿岸住民、漁業者、港湾労働者等の避難対策

### 1. 情報伝達

沿岸住民や沿岸での作業に従事する者など屋外にいる者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局（スピーカー）、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。また、日向海上保安署などの関係機関の協力を得て、迅速な情報伝達に努める。

併せて、津波浸水予想区域にある観光施設や宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。

### 2. 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

観光客など地理に不案内な外来者等への津波対策として津波注意看板のほか、標高表示、避難誘導や避難場所を示した標識等を設置する。

### 3. 釣り客等への啓発

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

## 第9章 津波防災対策の啓発・訓練

### 1. 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページなどさまざまな機会をとらえて、津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

### 2. 訓練

津波からの円滑な避難体制を確立するため、定期的に避難訓練や情報伝達等の訓練を実施する。

#### (1) 避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を少なくとも年1回以上実施する。

#### (2) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的に実施する。



資料 1 災害報告取扱要領

(1) 被害状況速報 (速報・確定報告)

報告機関名		区 分		番号	被害	区 分		番号	被害		
報告番号	第 報		田	流出・埋没	ha	22	公共文教施設	千円	47		
	( 月 日 時現在)			冠 水	ha	23	農林水産施設	千円	48		
報告者名			畑	流出・埋没	ha	24	公共土木施設	千円	49		
				冠 水	ha	25	その他の公共施設	千円	50		
区 分		番号	被害	文教施設	箇所	26	小 計	千円	51		
人的被害	死 者	人	1	病 院	箇所	27	公共施設被害市町村数	団体	52		
	行方不明者	人	2	道 路	箇所	28	そ の 他	農林被害	千円	53	
	負傷者	重 症	人	3	橋 梁	箇所		29	林産被害	千円	54
		軽 傷	人	4	河 川	箇所		30	畜産被害	千円	55
住家被害	会 議	棟	5	港 湾	箇所	31		水産被害	千円	56	
		世帯	6	砂 防	箇所	32	商工被害	千円	57		
		人	7	清掃施設	箇所	33	その他	千円	58		
	半 壊	棟	8	崖 崩 れ	箇所	34	被害総額	千円	59		
		世帯	9	鉄道不通	箇所	35	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名称			
		人	10	被害船舶	隻	36		設置			
	一部損壊	棟	11	水 道	戸	37	災 害 対 策 本 部	解散			
		世帯	12	電 話	回線	38		災 害 対 策 本 部	設 置 市 町 村 名	計	団 体
	人	13	電 気	戸	39						
	床上浸水	棟	14	ガ ス	戸	40	災 害 対 策 本 部				
世帯		15	ブロッコ塀等	箇所	41						
床下浸水	棟	17	罹災世帯数	世帯	42	災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体		
	世帯	18	罹 災 者 数	人	43						
	人	19	火災発生	建 物	件					44	
人	19	危 険 物		件	45						
非住家	公共建物	棟	20	その他	件	46	消防職員出動延人員	人	60		
	その 他	棟	21				消防団員出動延人員	人	61		
<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難指示等の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> </ul>											

- 注 1. この報告は、その都度累計で報告すること。
2. 被害状況の判定基準は、表 2 によること。
3. 被害額は、省略することができるものとする。

(2) 災害概況速報

災害名	(第 報)	縣市町村	
		報告者名	

災害の状況	発生場所				発生日時				
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊・全焼・流出 棟 世帯	一部損壊 棟 世帯			
		負傷者 人	計 人		半壊・半焼 棟 世帯	床上浸水 棟 世帯			
応急対策の状況									

### (3) 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1カ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

被害区分	判定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

# 避難訓練

